

<記入例3>退職で未徴収税額を一括徴収する場合

コピーしてお使いください。

令和7年度 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度は、元号または西暦で記入してください。		(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒 000-0000 東広島市西条栄町〇番×号		所属 人事課給与係		1 現年度 2 新年度 3 両年度 税額通知書に記載してある指定番号を記入してください。	
税額通知書に記載してある受給者番号および整理番号を記入してください。		氏名又は法人の名称及び代表者の職氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 太郎		氏名 総務 花子		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 0 1	
受給者番号 A-0000002		特別徴収税額 (年税額) 100,000		電話番号 082-422-2111		特別徴収義務者指定番号 8 0000001	
整理番号 2		徴収済税額 (イ) 6 月分から 33,600		異動年月日 令和7年 9月12日		異動後の未徴収税額の徴収方法	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		未徴収税額 (ウ) 10 月分から 66,400		異動の事由 ☐ 1 転勤・転職 ☒ 2 退職等(A) ☐ 3 死亡 ☐ 4 休職・育休 ☐ 5 長欠 ☐ 6 その他 ☐ 少額(B) ☐ 不定期(C) ☐ 乙欄(D)		☐ 1 特別徴収継続 (新勤務先で徴収) →下記の①欄に記入してください。 ☒ 2 一括徴収 →下記の②欄に記入してください。 ☐ 3 普通徴収 (本人が納付する) →下記の③欄に記入してください。	
生年月日 平成2 年 1 月 1 日							
フリガナ ヒガシヒロシマ ジロウ							
氏名 東広島 二郎							
1月1日現在住所 東広島市西条栄町8番29号							
給与の支払を受けなくなった後の住所 同上							

※退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ず御提出ください。

①「特別徴収継続」の場合、(ア)税額通知書に記載してある税額を記入してください。 (イ)給与から差し引きした月および税額を記入してください。 (ウ)給与から差し引きできなくなった月および税額を記入してください。 ・異動年月日は退職日を記入してください。		左記勤務先へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済みです。	
新しい給与支払者 (特別徴収義務者) 氏名又は名称		電話番号	

②給与等の支払を受けなくなった後の月割額 (未徴収額) を「一括徴収」する場合に記入してください。		③「普通徴収」する場合、該当する番号に○をしてください。	
一括徴収の理由 ※○をしてください。	徴収予定月日 10 月 10 日	左記の一括徴収した税額は 10 月分 (11月10日納期限) で納入します。	できない徴収場
1 異動が当該年度の12月31日まで、申出があったため。	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 66,400 円	(注) 例えば、6月分とは7月10日納期分のことです。	徴収場
2 異動が当該年度の1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。			徴収場

★1月1日から4月30日までの退職の場合は、申し出がなくても必ず一括徴収してください (地方税法321条の

※市記入欄	提出先 東広島市役所 財務部市民税課市民	一括徴収の対象となる給与等の支払日および税額を記入してください。 ・納付書の使用月を記入してください。	29
-------	----------------------	--	----

④ 退職者の退職時における未徴収税額の一括徴収について

- ・6月1日から12月31日までの退職者については本人の希望により一括徴収してください。
- ・1月1日から4月30日までの退職者については本人の希望に関係なく一括徴収して納入することが義務付けられています。(地方税法321条の5②)
- ・ただし、退職者に対して5月31日までに支払われる給与の額又は退職手当等の額が未徴収税額よりも少ない場合は除きます。
- ・国外転出の場合も、できる限り一括徴収で納入してください。